

第25回柏市農業委員会総会議事録

1 令和2年8月7日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷茂が招集した。

2 場所 本庁舎別館 4階 第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番	坂	卷	洋	行	2番	飯	野	文	夫	
3番	飯	塚	恒	男	4番	岡	田	英	夫	
5番	大	宮	茂	男	6番	染	谷		茂	
7番	山	崎	明	久	8番	成	嶋	君	美	
9番	石	井	マ	サ子	10番	金	子	幸	司	
11番	酒	卷	寿	雄	12番	谷	田	貝	和	代
13番	遠	藤	秀	生	14番	程	田		平	
15番	橋	本	英	介	16番	村	越		等	

16名中16名出席

<農地利用最適化推進委員>

21番	坂	卷	儀	治	22番	関	根	勝	敏
23番	浜	島	照	雄	24番	小	川	克	己

15名中4名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

17番	栗	原		豊	18番	砂	川	晴	彦	
19番	木	村		寿	20番	相	模	農	夫	男
25番	富	澤	英	三	26番	友	野	博	之	
27番	増	田	直	晴	28番	染	谷	茂	幸	
29番	山	野	辺	守	30番	石	井	一	美	
31番	秋	谷	昌	治						

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長	大	野		功
次長	寺	嶋		浩
副主幹	原	田	圭	介
主任	波	田	野	峻

主任 前野 正 和

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について
- (5) 生産緑地地区の買い取り申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 それでは、ただいまより第25回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中16名、推進委員15名中4名の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議

は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程 1，議事録署名人を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 議長一任ということですが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、指名をいたします。

成嶋君美委員，石井マサ子委員，よろしくお願いいたします。

次に、日程 2，一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

今月の担当は第 1 調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、飯塚委員長，よろしくお願いいたします。

飯塚委員長 それでは、報告をいたします。

農地第 1 調査会は、去る 8 月 3 日，4 日，令和 2 年度第 5 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 3 条 3 件，第 4 条 1 件，第 5 条 7 件，主たる従事者証明 2 件について現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和 2 年 4 月に開催された第 2 1 回総会の議案第 2 号から第 5 号の 1 4 件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可につ

いて」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは，審議に入ります。

1番について，調査結果の報告を飯塚委員長，お願いいたします。

飯塚委員長 それでは，1番についてご報告します。

調査会資料は3ページからになります。

本件は，野田市瀬戸在住の譲受人が，親族である譲渡人の経営する農地を引き継ぐため，また，布施在住の譲渡人は，譲受人の要望に応えるため，売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は，弁天下の畑1筆2，061㎡で，ネギを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第1調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して申請内容に基づき，責任を持って耕作するよう伝え，その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので，承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は5ページからになります。

本件は、大井在住の譲受人が、農業経営を拡張するため、また、大井在住の譲渡人は、譲受人の要望に応えるため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、大井の畑1筆620㎡で、白菜を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

はい。

山崎委員 山崎です。

この売買する土地なんですけれども、入っていく道とかあるんですか。それとも、譲受人が隣を作っているとか、そういうことですか。

飯塚委員長 これ、周囲はほとんど譲受人の土地なんですよね。

山崎委員 分かりました。

議長 よろしいですか。

山崎委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、3番についてご報告します。

調査会資料は7ページからになります。

本件は、布施在住の譲受人が、隣接する自作地と一帯で耕作するため、また、布施在住の譲渡人は、相続により農地を取得したものの、高齢及び人手不足により農業経営を縮小するため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、布施の畑2筆28㎡で、ネギ、カブ、ホウレンソウを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

3番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、1番についてご報告します。

調査会資料は9ページからになります。

本件は、太陽光発電施設用地への転用許可申請です。

申請地は、花野井の畑1筆1、150㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請人は、申請地を相続後、貸地として耕作していましたが、契約期間が満了し、申請人も農家でないことから、土地の有効利用のため太陽光発電施設を整備する計画に至ったものです。

計画では、太陽光モジュール182枚、パワーコンディショナー7台を設置し、発電出力41.3kW、場内は砂利敷きとし、一部メンテナンス車両の駐車スペース3台分を設け、整地に伴う土砂等の搬出入はありません。

なお、経済産業省による事業計画認定時の売電価格は、26.4円となっています。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、既存の砂利止め平板を生かし、一部新たに砂利止め平板を設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

はい。

酒巻委員 酒巻です。

この出入口のところは、これ、コンクリートかアスファルトはやるんでしょうか。

飯塚委員長 砂利でやる。

酒巻委員 砂利ですか。はい、わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは，審議に入ります。

1番から6番は一体の事業になりますので，一括して調査結果の報告を飯塚委員長，お願いいたします。

飯塚委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は13ページからになります。

本件は，売買による所有権移転を伴う車両置場兼資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は，高柳の畑11筆2，159.23㎡のほか農地以外の土地486㎡を合わせた合計2，645.23㎡を事業計画地とするものです。

2種類以上の水管等が埋設された道路の沿道で，500m以内に公共施設が2つ以上ある農地であることから，第3種農地と判断しました。

譲受人は，市内で建設業を営む法人で，業務拡大のため現在の資材置場が手狭となったことから，本社及び国道に近く利便性のよい申請地へ新たに資材置場を整備する計画に至ったものです。

計画では，場内は砂利敷き，収容する車両及び資材はトラック5台，再生ユニットハウス，鉄骨や鉄板などの再生建築資材を予定しており，整地に伴う土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として，雨水は自然浸透，周囲へ新たにコンクリートブロック及びネットフェンスを設け，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務

指針に基づき審査してところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第1調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番から6番について，何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

程田委員 程田です。

再生ユニットとは，どんなものなの。

飯塚委員長 これは，お客さんのニーズに合わせてオーダーメイドで作ったユニットハウスで，レンタルしたり，回収したものをまた作り変えたりするそうです。

程田委員 そこで，なんだ，そういう。

飯塚委員長 それを再生して，販売とか貸出しとかするそうなんですよね。

程田委員 鉄板も。

飯塚委員長 それはまた別の用途の資材。

程田委員 鉄板と再生建築資材というのは別なんだ。

飯塚委員長 ユニットハウスとは別なんです。

議長 そのほかございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、1番から6番を承認いたします。

次の審議に入ります。

7番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、2番についてご報告します。

調査会資料は19ページからになります。

使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、大青田の畑1筆193㎡です。

甲種農地、第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在家族で松戸市内に住み、申請地に隣接する実家の父親とともに、柏市内で農作業に従事していますが、通作の便や将来的に実家を継承することなどを考慮し、父親が所有する申請地へ新たに専用住宅を建設する計画に至ったものです。

計画では、木造2階建て、建築面積69.56㎡、延べ床面積125.86㎡、上水は井戸を新たに設け、整地に伴う土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、汚水・雑排水は合併浄化槽を経由した後、蒸発散装置にて宅内処理します。周囲は、隣接農地との境に土留めを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するよ

うに伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、7番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は23ページからになります。

本件は、大室在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための、農業の主たる従事者証明の

申請です。

申請地は、大室の畑1筆819㎡です。

申請理由は、令和元年5月、農業経営に欠くことのできない申出者の母が亡くなり、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが、困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第1調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、2番についてご報告します。

調査会資料は25ページからになります。

本件は、塚崎在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、塚崎の畑3筆2,947.52㎡です。

申請理由は、平成29年頃から、病気により申請者の運動能力が著しく低下し、農業に従事することが不可能であると医師に診断され、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第1調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、2番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に係る意見について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第2番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会からの賃借権の設定を受ける者は、布施に在住の農業者で、布施下の田1筆、弁天下の田2筆、合計面積5,344㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は5

年または10年です。

計画番号第3番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、布施に在住の農業者で、布施の畑1筆、面積1,148㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第4番は、豊四季に在住の農業者が酒井根の畑2筆、合計面積2,952㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は3年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 よろしいですか。

なしという声がございましたので、承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 それでは、議案第5号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労様でした。

(農政課退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは審議に入ります。1番について調査結果の報告を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

事務局 事務局で、7月9日木曜日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請人は、柏市高柳在住の農家の方で、農業経営の実態は1人で従事し、耕作面積は約148aです。申請地は、高南台の畑1筆754㎡となっています。

なお、申請人は当該申請地において、主にネギ、カブを栽培しており、引き続き農業に従事するということでした。

報告は以上になります。

議長 調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 ありがとうございます。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

9月の予定を申し上げます。

2日水曜日、3日木曜日が調査会です。2日が午前9時から、3日が午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は、農地第2調査会です。

8日火曜、総会で、午後2時から、別館第5会議室でございます。

以上、慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第25回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時50分閉会)